様式第６号（第８条関係）

※令和　　年度短第　　　号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **短 期 貸 付 借 用 証 書** | | | | | | | | | | | |
|  | 金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 千円 |
| 上記の金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承諾のうえ借用しました。  １　資金の用途  捨印  ２　利率　　　年　　　パーセント  ３　償還期日　　　令和　　年　　月　　日  ４　利息の支払期日　　　令和　　年　　月　　日  ５　元利金の支払場所　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　店  令和　　年　　月　　日  公益財団法人熊本県市町村振興協会　　　　　　　　　　　　　　　　　　職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  理事長　　　　　　　　　様 | | | | | | | | | | | |

（注）１　※印は、記入しないで下さい。

　　　　２　金額は、算用数字（１．２．３．・・・）で記入してください。

　　　　３　金額頭部に￥マークを記入してください。

　　　　４　借入年月日は、資金の借入年月日を記入してください。

　　　　５　枠外の捨印は、必ず押印してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 特　約　条　項 | |
|  | |
| １　利息の計算  　　利息は、借入の翌日から計算するものとする。  ２　繰上償還  　（１）借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。  　（２）協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。  　（３）繰上償還の場合における元利金の払込期日は、協会が指定するものとする。  ３　延滞利息  　　借入団体は、元利金の支払を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年１０パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。  ４　報告  　　借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。  　（１）借入団体の名称を変更した場合。 | （２）廃置分合、境界変更又は解散により借入金の債務の承継を生じた  場合。  　（３）借入金を財源として施行する予定の事業又は施行中若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。  　（４）前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合。  ５　調査  　　協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは、実施について調査することができるものとする。  ６　その他  この特約条項に定めない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。 |